

大阪市告示第1541号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
大阪シティ 信用金庫	都島本通 支店	変 更 前	〒535-0031 大阪市旭区高殿4丁目22番40号	令和7年 11月10日
		変 更 後	〒534-0014 大阪市都島区都島北通2丁目3番 19号	

（会計室会計管理担当）